

自動販売機設置事業者募集要項【令和8年度当初設置用】
（公募型見積合わせ説明書）

和歌山県では、和歌山県土砂災害啓発センターに設置する自動販売機の設置事業者を募集します。この募集に参加される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 公募に付する事項

(1) 件名

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借（更新なし）

(2) 賃貸借物件

財産の名称：和歌山県土砂災害啓発センター

所 在 地：東牟婁郡那智勝浦町市野々3027-6

物件 番号	貸付箇所	貸付面積	貸付 位置	販売品目	台数
1	庁舎1階外、 西側の一角	1. 8 0 m ² (2. 0 0 m×0. 9 0 m以内)	位置図 参照	飲料（缶・びん・ペット ボトル・紙パック等）	1 台

* 貸付面積には、転倒防止器具・放熱余地・飲料の回収ボックス設置部分を含みます。

* 自動販売機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号に該当しない者（第2項各号のいずれかに該当したものであって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

(2) 自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人である者に限る））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただ

- し、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (6) 和歌山県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 法人にあっては、和歌山県内に本店又は支店・営業所等があること。個人にあっては、和歌山県内に居住し、かつ、業を営んでいること。
- (8) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (9) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (10) 国、地方公共団体その他公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検、若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (11) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (12) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (13) (11)又は(12)のいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者でないこと。

3 貸付条件

(1) 貸貸借期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。（更新なし）

ただし、県が公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が、貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸貸借契約を解除することがあります。

(2) 販売商品の種類及び販売価格

① 販売商品の種類（酒類及びノンアルコールビール等の類似品の販売は不可）

缶・びん・ペットボトル・紙パック等の密閉式の容器に入った飲料（お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、スポーツドリンク等）

＊飲料のみの販売を基本としますが、一部に栄養調整食品を入れても構いません。その他の商品の販売を希望する場合については県と協議し、その指示に従ってください。

＊和歌山県の特産品に関連する販売商品については、和歌山県のPRとなる商品の優先について配慮をお願いします。

② 販売価格

標準販売価格以下としてください。

(3) 貸貸借料

採用された見積金額をもって年額貸貸借料とし、各年度当初に県が発行する納入通知書により県が指定する日までに各年度分を一括して納入してください。

(4) 電気料

設置者が自らの負担で設置した電力使用量計測用子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、賃貸借料とは別に毎月県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納入してください。

なお、電気料は、使用実績により毎月異なります。

(5) 経費負担

自動販売機、電気子メーターの設置及び撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用その他必要とされる一切の経費については、設置事業者の負担とします。

(6) 環境配慮等

設置する自動販売機は床から高さ2m以内とし、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。また、デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めてください。

(7) 禁止事項

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(8) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が適切に行い、利用者に不便が生じないようにしてください。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行ってください。

なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負いません。

- ② 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ってください。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めてください。

なお、回収ボックスに他事業者の容器等が混入していた場合であっても、設置事業者の責任で回収してください。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。
- ④ 自動販売機の設置に当たっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行ってください。JIS規格「自動販売機据付基準」及び清涼飲料自販機協議会作成の「自動販売機据付規準」を遵守した措置を講じるものとしてください。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。明記する連絡先は、少なくとも平日の9時から18時までは必ず連絡がとれる体制としてください。

- ⑥ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、県の指示に従ってください。

- ⑦ 災害発生時に県が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供してください。

(9) 原状回復等

設置事業者は、賃貸借期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置事業者は、県に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(10) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、賃貸借期間が終了する前に自己の都合により自動販売機を撤去し

ようにする場合は、撤去しようとする日の 3 ヶ月前までに県に書面により通知してください。この場合、県が令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施する和歌山県土砂災害啓発センターに設置する自動販売機の設置事業者の公募全てに参加できなくなります。

また、契約の履行の違約金として、賃貸借料の 1 か月分、悪質と認められる場合には 4 か月分を請求します。

(11) 賃貸借料の返還

県が公用、公共用又は公益事業の用に供するため契約を解除する場合、既納の賃貸借料のうち未経過期間分を年 365 日の日割り計算により返還します。また、天災その他特別の事由により賃貸借物件が使用できなくなったと県が認め、県が契約を解除する場合、既納の賃貸借料のうち県が認める期間分を年 365 日の日割り計算により返還します。

なお、設置事業者が貸付条件に違反するなど設置事業者の責に帰すべき理由による契約解除や設置事業者の自己都合による契約解除の場合、返還しません。

(12) 自動販売機の撤去完了時間

賃貸借期間の最終日は、開庁時間中に自動販売機を撤去してください。ただし、最終日が閉庁日の場合、その前の開庁日の開庁時間中に撤去してください。

(13) 実地調査等

賃貸借期間の満了又は契約の解除により行う公募において、設置事業者に対して貸付箇所ごとの売上実績等について報告を求め、この売上実績を公表します。

なお、売上実績等の報告内容に不正が判明した場合には、その設置事業者名を公表するとともに、その設置事業者が県有施設において自動販売機を設置している場合には、その契約を解除します。

(14) その他

販売品目その他自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて県と協議し、その指示に従ってください。また、県が必要書類の提出を求めた場合、速やかに対応してください。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

持参又は郵送により提出してください。郵送により提出する場合は、書留又は簡易書留とし、封皮に「自動販売機設置事業者応募申込書」と明記してください。また、受付期間内必着とし、提出書類に不備がある場合、受け付けられませんのでご注意ください。

(2) 提出先

〒649-5302

東牟婁郡那智勝浦町市野々3027-6

和歌山県土砂災害啓発センター

(3) 受付期間

令和8年1月26日(月)から令和8年2月12日(木)

(土日祝日を除く8時30分から12時及び13時から17時15分までの間受け付けます。)

(4) 提出書類(提出部数 各1部)

	提出書類	法人	個人	摘要
①	応募申込書(様式1)	○	○	
②	サービス拠点申告書(様式2)	○	○	
③	役員等一覧(様式3)	○	○	

④	見積書（様式４）	○	○	封筒（長形３号等）に入れた上で封をし、封筒の表面に応募者の名称又は商号を記入すること。
⑤	誓約書（様式５）	○	○	
⑥	法人登記簿謄本	○		履歴事項全部証明書
⑦	住民票		○	
⑧	和歌山県税の納税証明書	○	○	県発行の第１号の１２の２様式
⑨	消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	税務署発行の様式その３、その３の２、その３の３のいずれか
⑩	印鑑証明書	○	○	個人の場合は印鑑登録証明書
⑪	設置する自動販売機のカatalog	○	○	仕様、寸法、消費電力がわかるもの
⑫	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限り提出

※官公庁発行の書類は、発行後３か月以内のものとしてください。

※県の他の機関で同時に公募している自動販売機にも応募する場合、⑥～⑩の書類は、１機関にのみ原本を提出し、他の機関にはコピーを提出していただいても結構です。この場合、コピーを提出する機関の応募申込書に、原本の提出先を記入してください。ただし、応募する県の機関に管財課が含まれる場合は、必ず管財課へ原本を提出してください。

(5) 見積金額

見積金額は年額とし、消費税が課税される物件の契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載してください。

5 設置事業者の決定

設置事業者の決定は次のとおりとします。

- (1) 有効な申込（見積）書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって応募した者を設置事業者とします。
- (2) 採用となるべき同価の申込（見積）をした者が二人以上あるときは、県が指定した日時・場所において当該申込者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 県が定めた予定価格に達しなかった場合、応募資格要件を満たしている応募者から、県が指定した日時までに２回目の見積書を徴するものとします。２回目の見積りをしていても予定価格以上の見積りがない場合、２回目に最高価格で見積った者から県が指定した日時までに３回目の見積書を徴し、予定価格以上の見積りがない場合は不調とします。
- (4) 応募受付期間終了後、応募資格審査のため、警察当局へ照会します。設置事業者の決定は、令和８年３月２日(月)を予定しています。
- (5) 応募者数、設置事業者名及び決定金額について、県ホームページでの公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。

6 契約の締結

設置事業者は、県が定める期日までに別紙県有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。

正当な理由なく契約を締結しない場合、県がその行為を認定した日から１年間、当該設

置事業者は県が実施する全ての自動販売機設置事業者の公募に参加できないものとします。

なお、この場合、設置事業者の決定を取り消し、次順位者を設置事業者とします。

7 応募申込の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 応募資格のない者が行った応募申込み
- ② 応募者が協定して行った応募申込み、その他不正な行為を行った応募申込み
- ③ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない応募申込み
- ④ 記名押印を欠く応募申込み
- ⑤ 見積金額を訂正した応募申込み
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行った応募申込み
- ⑦ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行った場合の全ての応募申込み
- ⑧ 受付期間内に到達しなかった応募申込み
- ⑨ その他この募集要項に規定する条項に違反した応募申込み

8 設置事業者の決定の取消

- (1) 正当な理由なくして、県が指定した期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

9 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、和歌山県財務規則（昭和 63 年規則第 28 号）の規定によります。
- (2) 契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。

10 参考データ

- (1) 勤務者数 13 人（令和 7 年 12 月 1 日現在）
- (2) 売上実績 新規設置のため実績無し

11 問い合わせ先

和歌山県土砂災害啓発センター

〒649-5302

東牟婁郡那智勝浦町市野々 3027-6

電話：0735-29-7531

担当：木村、中村

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）抜粋】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋】

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(様式1)

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申込者

住所（所在地）

名称又は商号

代表者氏名

印

（ 担当部署
担当者氏名
電話番号
）

和歌山県土砂災害啓発センターに設置する自動販売機設置事業者の募集について、募集要項の内容を承知の上、申し込みます。

記

提出書類

下記の「提出書類欄」に「○」表示がある書類を提出します。

提出 書類	書 類 名	法人	個人	摘要
	② サービス拠点申告書（様式2）	○	○	
	③ 役員等一覧（様式3）	○	○	
	④ 見積書（様式4）	○	○	封筒（長形3号等）に入れた上で封をし、封筒の表面に応募者の名称又は商号を記入すること。
	⑤ 誓約書（様式5）	○	○	
	⑥ 法人登記簿謄本	○		履歴事項全部証明書
	⑦ 住民票		○	
	⑧ 和歌山県税の納税証明書	○	○	県発行の第1号の12の2様式
	⑨ 消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	税務署発行の様式その3、その3の2、その3の3のいずれか
	⑩ 印鑑証明書	○	○	個人の場合は印鑑登録証明書
	⑪ 設置する自動販売機のカatalog	○	○	仕様、寸法、消費電力がわかるもの
	⑫ 許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限り提出

※ 官公庁発行の書類は、発行後3か月以内のものとしてください。

※ 提出する書類について、「提出書類欄」に「○」を記入してください。

※ 県の他の機関で同時に公募している自動販売機にも応募する場合で⑥～⑩の書類のコピーを提出する場合、原本の提出先を記入してください。

〔原本の提出先： 〕

※ 許認可等を証する書類について、許認可等を受けるのが後日になる場合、「提出書類欄」に「後日提出」と記入してください。

(様式2)

サ ー ビ ス 拠 点 申 告 書

住所（所在地）

名称又は商号

代表者氏名

印

和歌山県内における本店、支店又は営業所等のサービス拠点は下記のとおりです。

記

サービス拠点の名称	サービス拠点の所在地

*個人の場合でサービス拠点の名称が特にならない場合、名称の記入は不要です。

役員等一覧

住所（所在地）

名称又は商号

代表者氏名

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	

※ 「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」に記載されている役員全員（現在就いている方）、「顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者」及び「和歌山県内の支店若しくは営業所等を代表する方で役員以外の方」について記載してください。

※ 個人事業者の方は、代表者について記載してください。また、役職名は「代表者」と記入してください。

※ 収集した個人情報については、契約締結事務等の本来の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

ただし、応募資格審査のため、応募者（法人の場合は役員等を含む。）について、警察当局へ照会します。

(様式4)

見 積 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申込人

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

自動販売機設置事業者の募集について、募集要項の内容を承知の上、下記のとおり見積ります。

記

【応募物件】

財産の名称：和歌山県土砂災害啓発センター

所 在 地：東牟婁郡那智勝浦町市野々3027-6

物件 番号	貸付箇所	貸付面積	見積金額（年額賃貸借料）						
			千万	百万	十万	万	千	百	十 円
1	庁舎1階外、 西側の一角	1.80㎡ (2.00m×0.90m以内)							

注) 応募しない物件については、見積金額を空欄としてください。

※1 消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、見積る金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

※2 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定金額とします。

(様式5)

誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所（所在地）

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、和歌山県土砂災害啓発センターに設置する自動販売機設置事業者の応募に当たり、下記の事項を誓約します。

記

- (1) 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- (2) 自動販売機設置事業者募集要項の「応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- (3) 提出した書類に、虚偽又は不正はありません。
- (4) 設置事業者に決定した場合、和歌山県ホームページに設置事業者名及び決定金額を掲載することに同意します。
- (5) 応募資格要件の審査のため、提出書類の役員等一覧に記載されている者について、役職名、氏名及び生年月日などの個人情報を警察に提供することについて同意します。
- (6) この誓約が虚偽であり、又は誓約に反したことにより、この契約が解除され、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- (7) 和歌山県が応募資格要件の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出します。